

## 業者調査への協力条項に関するQ & A

神奈川県会計局  
平成 22 年 12 月現在

問 1 県職員が不適正経理を行ったのに、何故業者の負担を増やすのか。

答

県では、不適正経理再発防止策の一つとして、平成 22 年 4 月に、業者の皆様に対し県職員から不適正経理への働きかけがあった場合に、県に通報していただく「業者通報ホットライン」を設置することで、業者の皆様が営業上の配慮からやむなく不適正経理に関与してしまうことを未然に防止できるしくみを立ち上げました。

現在不適正経理は二度と起こさない決意で取組んでいますが、不適正経理は架空の書類を作成するなど業者側の関与無しには行えないものであり、契約書に調査への協力条項を設けることは、業者通報制度と併せて県職員に対する強力な牽制効果を持つものであります。

県職員の不適正経理に関わりのない業者の皆様には、契約書で約定していただくだけで、実際に調査を受けることはない制度でありますので、趣旨をご理解のうえ契約くださいますようお願いいたします。

問 2 入札への参加にあたり、あらかじめ、契約する場合には当該条項を削除したい旨を申し入れられるか。

答

県が入札にあたり提示した契約書を取り交わしていただくことは、入札参加者全員に共通する落札者となった場合の条件の一つであります。調査への協力をいただく旨については、入札説明書、指名通知等の中に特記もしておりますので、個別に申し入れすることは認められません。

問 3 協力を約定できない場合には、入札参加そのものがないということになるのか。

答

県としての契約を締結する場合の必須条件の一つでありますので、落札者となった場合には必ず約定していただきます。県の契約書に同意されたうえで入札に参加くださいますようお願いいたします。

問 4 具体的に、どのような調査をするのか。

答

調査対象である契約の内容にもよりますが、帳簿、伝票、業務日報等の社内文書の閲覧、従業員からの聞き取りなどです。社内文書については写しを提供いただくことがございます。調査時間は、半日から長くても 1 日を想定しています。

問5 具体的に、だれがいつ調査に来るのか。

答

原則として、当該契約を締結した所属の職員ではなく会計局指導課の職員が伺います。また、調査日は、調査そのものへの応諾を含め、電話等で事前にご都合を伺います。

問6 帳簿等を閲覧すると、当該契約に関わらない記帳についても閲覧されてしまうことになるが、どうか。

答

そのような懸念がある場合には、該当する部分のみの写し（該当部分以外は黒塗りしたコピー等）を閲覧させていただきます。

問7 契約締結後に調査の要請に応じなかった場合は、どうなるのか。

答

応じられない理由をお尋ねし、応じていただけるように調査方法等の見直しを行い、再度要請します。

問8 どのような理由であれば、「特別の理由」として要請を断られるのか。

答

個々具体の事例で判断することになりますが、例としては、

- 業務多忙であること。
- 調査に応えられる書類が存在しないこと。
- 調査内容が企業秘密に関わることであること。
- 調査を受け入れることにより第三者の利益を損なうおそれがあること。等であります。

ただし、お話をよく伺い、例えば調査日程を変更するなど、可能な限り受け入れていただけるように調整させていただきます。

問9 調査の結果は公表されるのか。

答

業者調査の結果として単独で公表することはありませんが、県機関の検査結果を公表する際に業者調査を行ったことを公表することはあります。この際、商号等契約の相手方が特定される事項の取扱いには十分注意し、あらかじめ調整させていただくことも考えております。

問10 調査への協力の結果、業者に不利が生じることはあるか。

答

調査への協力をいただいた結果であっても、平成22年4月以降に県職員から預けや差替え等不適正経理への働きかけがあったにも関わらず県に通報することなく働きかけに応じた場合には、本県の指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行うことはございます。

問 1 1 調査への協力に要する費用は、県が負担するのか。

答

原則としては「契約の範囲内での協力」として、無償でお願いしたいと考えております。

ただし、多数のコピーの提出を依頼するなど、負担が過大になると認められる場合には、個別に協議をさせていただきます。

問 1 2 調査の結果を目的外に利用することはないか。

答

県職員による不適正経理の事実を明らかにするため以外に、調査結果を利用することはありませんが、県機関の検査結果と合わせて県監査委員に資料として提供することはありません。

問 1 3 調査への協力要請に応じる期間を、「県の6会計年度の間」としているのは何故か。

答

県における会計書類の保存期間は、作成の翌年度から5年間となっています。

県の文書保存期間中の不適正経理については、情報をもたらされれば保存文書を確認するなど解明に努めるため、業者の皆様の文書も調査が必要になる場合があるとの考えに基づき、当該期間中の保存をお願いするものです。業者の皆様には、これに関わりなく税務事務上帳簿書類の保存期間に関する規定がありますので、その範囲内でのお願いになっているものと考えております。

問 1 4 事業者として税法上保存が義務付けられた書類が保存されていなくて調査ができなかった場合にはどうなるのか。

答

不適正経理の事実確認に必要な書類が存在しないということも、調査要請を断わる「特別の理由」の一つと考えています。